

ひので暮らし応援券交付事業実施要綱

令和8年2月5日

告示第5号

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰等の影響を受けている町民の生活を支援するとともに、町内における消費を喚起し、地域経済の活性化を図るため、ひので暮らし応援券（以下「応援券」という。）を交付する事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応援券 町が交付する商品券をいい、一枚当たり 1,000 円相当とする。
- (2) 交付対象者 第4条第1項に規定する応援券の交付対象となる者をいう。
- (3) 追加交付対象者 第4条第2項に規定する応援券の追加交付対象者となる者をいう。
- (3) 取扱事業者 応援券を使用することができる町内事業者として町長が登録したひので暮らし応援券取扱事業者をいう。
- (4) 介護保険料非課税者 基準日において、介護保険法の規定に基づき町が算定した介護保険料の段階区分が第1段階、第2段階、第3段階、第4段階、又は第5段階に該当する第1号被保険者をいう。
- (5) トマト券 取扱事業者として登録された全店舗で使用できる券をいう。
- (6) ブルーベリー券 取扱事業者として登録された店舗の内、町内に本店を置く店舗で使用できる券をいう。

(基準日)

第3条 本事業における基準日は令和8年4月1日とする。

(交付対象者)

第4条 応援券の交付対象者は、基準日において町の住民基本台帳に記録されている者とする。

2 前項の者のうち、介護保険料非課税者を追加交付対象者とする。

(交付内容)

第5条 応援券の交付内容は、次のとおりとする。

- (1) 交付額

ア 交付対象者 トマト券を3枚、ブルーベリー券を2枚、計5,000円相当

イ 追加交付対象者 アに規定する交付額にトマト券を2枚、ブルーベリー券を1枚、計3,000円相当を加算した額

(2) 交付方法 郵送その他町長が適当と認める方法（申請を要しないプッシュ型）

(3) 交付回数 1回

（使用期間）

第6条 応援券の使用期間は、令和8年6月1日から令和8年8月31日までとする。

（使用範囲）

第7条 応援券は、取扱事業者において、物品の購入又はサービスの提供に使用することができる。

2 次に掲げるものについては、応援券の使用を認めない。

(1) 出資又は債務の支払い

(2) たばこ、有価証券又は金券等の購入

(3) 公租公課の支払い

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるもの

（取扱事業者）

第8条 応援券を取り扱おうとする事業者は、町長の登録を受けなければならない。

2 取扱事業者の登録、取消しその他必要な事項は、町長が別に定める。

（換金等）

第9条 取扱事業者は使用された応援券を換金することができる。

2 応援券の換金方法、換金事務、精算及びその他必要な事項は町長が別に定める。

（不正使用の禁止）

第10条 応援券の譲渡、転売、換金その他不正な使用をしてはならない。

（返還等）

第11条 町長は、偽りその他不正な行為により応援券の交付又は換金を受けた者があると認めるときは、当該応援券相当額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（委託）

第12条 町長は本事業に関わる全部または、一部を適当と認める事業者に委託することができる。

（負担金）

第13条 換金事務の受託者に対し、換金の原資を負担金として交付する。

2 換金事務の受託者は、前項の規定により交付を受けた負担金を、換金原資以外の用途に使用してはならない。

3 換金事務の受託者は、事業終了後、速やかに負担金に係る実績報告書を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の報告により負担金に余剰が生じたときは、受託者に対し、期限を定めてその返還を命じる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月5日から施行する。